

葛飾区教育委員会生涯学習人材バンクの概要 及び登録者（区民講師）へのお願い

1 葛飾区教育委員会生涯学習人材バンクの概要

(1) 葛飾区教育委員会生涯学習人材バンクの目的

葛飾区教育委員会人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録した者（以下「区民講師」という。）の情報を区民に提供することにより、区民の生涯にわたる文化・教養・スポーツ・レクリエーション活動等の促進を図ることを目的としています。

(2) 人材バンクのしくみ

- ①教育委員会が人材バンクへの登録者（区民講師）を募集し、人材情報の登録を行います。
- ②区民講師を必要とする個人・団体からの申請があったとき、人材バンク登録者を紹介します。（生涯学習人材バンク人材情報提供決定通知書を渡します。）
- ③区民講師を紹介された個人・団体は、直接、区民講師に連絡し、指導・活動の依頼を行います。
- ④区民講師に依頼し学習活動を実施した場合、区民講師に依頼したが学習活動の実施に至らなかった場合又は区民講師に依頼をしなかった場合は教育委員会へ生涯学習人材バンク人材情報提供結果報告書を提出します。

(3) 保険への加入

無報酬（交通費、教材費、会場費などの実費負担は除く。）で指導・活動される区民講師は葛飾区ボランティア保険に加入していただくことができます。保険料は区が負担し、加入の手続きは教育委員会事務局生涯学習課が行います。
報酬をとられる場合は、区民講師と依頼者間で協議してください。

2 区民講師へのお願い（注意事項）

(1) 人材バンク登録証について

登録証の有効期間は原則として、登録をした年度の4月1日から起算して3年間です。

更新につきましては、有効期限の1か月程前に通知します。

(2) 依頼者との協議にあたっての注意

依頼者は条件などについて、直接、区民講師と協議することになります。特に金銭のことについては、次のことに注意して、依頼者とよく話し合ってから決めてください。

①報酬額及び交通費・教材費等については、個人・団体から1回の指導で受け取ることのできる金額として確認し合ってください（団体の場合、一人ひとりから受け取れる額ではありません）。また、報酬額については1回5,000円を超えることはできません。

②人材バンク事業は、ボランティアを趣旨としていますので、これらの総額が高額になり過ぎないようにお互いに心がけてください。

※1回の指導とは、基本的に1日を単位として、同一の個人・団体に行った指導をいいます（何時間でも1回となります）。

例：午前9時から午前10時30分まで指導・・・1回の指導
：月曜日と火曜日に午後2時から午後4時まで指導・・・2回の指導

(3) 指導中の注意

指導中に事故があったときは、直ちに教育委員会事務局生涯学習課にご連絡ください。ただし、指導条件についての、区民講師と依頼者の間での思い違いなどによるトラブルについては、教育委員会は責任を負いかねますので、特に注意してください。

(4) 登録内容変更・登録の辞退

①人材情報登録内容の変更を希望されるときは、教育委員会事務局生涯学習課に、「生涯学習人材バンク登録変更届」を提出してください。

②人材バンクへの登録を辞退されるときは、教育委員会事務局生涯学習課に、「葛飾区教育委員会生涯学習人材バンク辞退届」を提出してください。

(5) 登録の抹消

次の場合には、人材情報の登録の抹消をします。

- ①登録者本人が人材情報の内容を偽り、又は訂正の申出をしないとき。
- ②登録者本人が死亡したとき。
- ③その他葛飾区教育委員会生涯学習人材バンク実施要綱の趣旨に反する行為のあったとき。

※「葛飾区教育委員会生涯学習人材バンク」は、学習等を希望する個人・団体の依頼に基づいて、人材バンクへの登録者（区民講師）を紹介する事業です。
相当期間、区民講師の紹介依頼がない可能性があることを、予めご承知おきください。

葛飾区教育委員会事務局生涯学習課
学び支援係

電話 03(5654)8476（直通）

03(3695)1111（代表）内線2739